



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.3

R6/3/28 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 7階
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆福祉関係者向け研修「よくわかる！これからの成年後見制度」を開催しました！

市内福祉・医療の関係者の方々を対象に、成年後見制度利用や権利擁護支援の際におさえておくべきポイント等をテーマとする研修会を、2日間にわたりオンライン形式で開催いたしました。

【第1部】令和6年2月27日

仙台弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長 工藤 清史 氏より、成年後見制度の概要と併せて第二期成年後見制度利用促進計画における利用促進に向けた考え方や取組み等について、わかりやすくお話いただきました。

成年後見制度の利用促進にあたっては、本人を中心とする権利擁護支援がその根底にあり、本人らしい生活を継続できるよう適切に活用されるべく、地域の様々な分野の支援・活動のネットワークと連携しながら取り組んでいくことが重要で、その取組みは「地域共生社会の実現」という大きな目標へとつながっていくとの説明がありました（【図1】参照）。

その上で、まず、今後なすべきこととして、本人や後見人、支援者等がチームとなって権利擁護支援をすすめていくこと、そして、そのチームが必要に応じ、専門職や関係機関から助言などを受けられる権利擁護支援の地域連携ネットワーク（【図2】参照）の構築が必要とのお話をいただきました。

工藤氏からお話いただいた後は、当センターより中核機関としての役割と機能、及び当センターの具体的な事業内容を、対応事例を交えながら説明いたしました。

【第2部】令和6年3月4日

仙台家庭裁判所 主任書記官 遠藤 徹 氏より、家庭裁判所の役割や成年後見制度の基礎、手続きの流れについて、お話いただきました。

特に申立書類作成の際に福祉関係の支援者が知っておくべき実務的なポイントについては、より丁寧な解説をいただき、本人情報シートの作成や成年後見人等選任後の後見事務の具体的な内容の理解につながりました。

当センターは、令和6年度も中核機関として、本人の権利擁護支援（意思決定支援、適切な制度利用等）に係るチームづくりやチームが抱える課題対応への支援を、専門職や関係機関と連携して行うとともに、今回のような研修を開催していく予定です。その際は、是非参加ください。

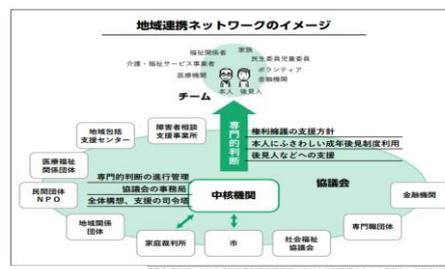
【図1】

厚労省 第二期成年後見制度利用促進基本計画より抜粋



【図2】

せんだい支えあいのまち推進プラン（令和3年度～令和8年度）より抜粋



参加された方々からの声

- 具体的な資料をもとにした説明がわかりやすく、とても勉強になった。
- 申立から利用開始に至るまでの流れに加え、利用開始後についても理解を深められた。
- 家裁の役割について、よく理解できた。

～参加申込いただいた方の所属別割合～

第1部		第2部	
1.地域包括 (46.8%)	2.病院・施設 (19.5%)	1.地域包括 (56.2%)	2.病院・施設 (15.1%)
3.その他 (14.3%)	4.障害者支援 (9.0%)	3.その他 (9.6%)	4.障害者支援 (8.2%)
5.居宅介護 (6.5%)	6.区保健福祉センター等 (3.9%)	5.居宅介護 (6.8%)	6.区保健福祉センター等 (4.1%)

☆ 親族後見人から市民後見人へ引き継いだ事例が初めて出ました！

今年度、高齢のため後見業務が困難となり辞任を申し出た親族後見人から、後見業務を引き継ぐ形で受任した市民後見人が、市内で初めて選任されました。

通常は、成年後見人は一度選任された後の交代や変更は難しいのが現状です。しかし、相当の事情があり、交代の必要性を所管の家庭裁判所が認めた場合は、後見業務の引き継ぎが可能となります。

今回受任した市民後見人は、親族から本人の意思や思いを引き継ぎ、それらに寄り添いながら後見活動を行っています。

当センターでは、今後も市民後見人の受任拡大に向けて市民後見人の活動を支援していきます。

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者(日本成年後見法学会)です。

※令和6年2月末現在、本市の市民後見人候補者名簿登録者は25名(内受任者12名)です。

☆ 成年後見制度申立ての手引き概要版を発行します！

当センターが事務局を担っている「仙台市成年後見サポート推進協議会」が令和3年3月に発行した『成年後見制度申立ての手引き』をご存知でしょうか？これには、後見制度の申立て手続きや必要な書類、費用等が詳細にまとめられています。

本手引きをさらに活用しやすくするため、ポイントのみを簡潔にまとめた**概要版**(リーフレット)を、まもなく発行いたします。発行後、市内の地域包括支援センター等にお送りいたしますので、その際は是非ご利用ください。



☆ 権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜:午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

【電話番号】 022-223-2118

【対象】 仙台市内在住の方

- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行いません。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

まずは、お電話でお問い合わせください。



- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

相談対応事例のご紹介

☆本人の息子から相談☆

本人は認知症が進んだため、施設に入所している。

本人の年金だけでは、施設の利用料を支払うことができないため、親名義の自宅不動産を売却し、不足分の支払いに充てたい。

本人は売却手続きができないため、息子である自分が代わりに手続きを行いたい。



☆当センターの対応☆

たとえ息子であっても、本人に代わって不動産売却の手続きを行うことはできません。本人の契約締結能力が不十分であれば、成年後見制度の利用が必要となります。

ただし、後見人は裁判所が決定するため、必ずしも息子が選任されるとは限らないので、その点は留意が必要です。

また、後見人が選任された後、あらためて後見人から家庭裁判所へ、自宅(居住用不動産)の売却手続きの許可を得る申立てが必要となります。

これらを理解した上で、制度利用の手続きを進めていくことが必要です。

